八王子市特別職報酬等審議会委員の応募要領

1　公募の趣旨

市議会議員や市長などの特別職の報酬などについて審議する「八王子市特別職報酬等審議会」の市民委員を募集します。

2　募集人員　1名

3　任期　2年（令和9年２月５日～令和11年2月4日）

4　応募資格

（1）　八王子市内に在住、在勤又は在学する令和8年12月25日現在で満18歳以上の方

（2）八王子市の他の委員会、審議会等の委員でない方

（3）八王子市議会議員と市職員及びその家族でない方

※家族とは配偶者及び２親等以内の親族をいう。

※ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5　応募期間

令和8年12月1日（火）～令和8年12月25日（金）

（土・日を除く）　午前9時から午後5時まで

6　応募方法

次の書類を郵送（必着）、メールもしくは本人が直接市役所3階総務部職員課まで持参してください。

（1）申込書

（2）小論文（別紙様式800字以内）

テーマ「特別職の報酬のあり方について」

※電子メールで提出する場合

件名を「特別職報酬等審議会委員応募（氏名）」とし、申込書及び小論文を添付してください。

令和8年12月25日（金）午後5時までに受信したものを有効とします。

※いずれの提出方法の場合でも応募書類は返却しません。

7　選考方法　　申込書及び小論文による選考
（選考結果は応募者全員にお知らせします。）

8　提出・問い合わせ先
〒192－8501
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号　八王子市総務部職員課人事担当
電話　042-620-7203
メールアドレス　b020300@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市特別職報酬等審議会委員の募集について

◎特別職報酬等審議会とは？

- 審議会は市長の諮問に基づき、市議会議員の報酬や市長・副市長・教育長及び常勤の監査委員の給料等について審議する市の附属機関です。

- 委員は公共的団体の代表や学識経験者など 10 名で構成されています。今回はそのうち、1名を公募します。

◎審議会の開催時期・内容等

- 令和8年度は 10 月に1回開催しています。令和9年度の開催時期及び回数は未定です。

- 審議会では、特別職の活動状況、市職員の給与改定、市の財政状況等の資料や他の自治体の状況を参考にして、給料・報酬についてご意見いただきます。

- 委員報酬は、日額 12,000 円を予定しています。

  ※実際にお支払いする額は源泉徴収後の金額となります。